

# 事案調書(決定会議)

審議日 令和8年1月22日

案件名	一般廃棄物等処理手数料の改定について							
所管	環境経済	局区	環境	部	廃棄物政策	課	担当者	内線

事案概要	
<p>一般廃棄物の処理に係る受益と負担の関係をより適正なものとするため、平成24年12月に策定された「受益者負担の在り方の基本方針」(以下「基本方針」という。)に準じ、(公社)全国都市清掃会議作成の「廃棄物処理事業 原価計算の手引き」により算定した処理原価(コスト)を基に、手数料の見直しを実施するもの。          基本方針において、3年に1度の周期で料金等の見直しを実施することとしており、前回の改定(令和5年度)から3年後となる令和8年度に見直し結果に基づき料金等の改定を実施するもの。</p>	

審議事項 <b>庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論</b>	○処理原価(コスト)把握の結果と手数料改定案について
審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	/										
	効果測定指標							施策番号				
	年度							R7	R8	R9		
	事業効果 年度目標											

## 事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール		R7年度		R8年度	
実施 内容	年度				
	実施内容	庁内調整 3月議会 情報提供		4月 コスト 料金改定案 公表  6月議会 条例改正案 提案  市民等への周知 手数料改定準備等  1月 料金改定 (条例施行)	

○事業経費・財源		(千円)							
項目	補助率/充当率	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
事業費( )									
うち任意分									
特財									
国、県支出金									
地方債									
その他									
一般財源		0	0	0	0	0	0	0	
うち任意分									
捻出する財源※2									
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0	
元利償還金(交付税措置分を除く)									
捻出する財源概要									
税源涵養 (事業の税収効果)									
○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)		(人工)							
項目		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
実施に係る人工	A								
局内で捻出する人工※	B								
必要人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0	
局内で捻出する人工概要									
SDGs 関連ゴールに○	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16	17	
	○	○							
日程等 調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和8年6月	定例会議	報道への情報提供	資料提供	
	パブリックコメント	なし		時期		議会への情報提供	全協	令和8年3月	
事前調整、検討経過等									
調整部局名等		調整内容・結果							
経営監理課		一般廃棄物等処理手数料の改定に係る概要、手数料改定(案)、スケジュール等について							
一般廃棄物処理手数料見直し 検討会議(※)									
政策課、総務法制課、財政課									
備考		※地域経済政策課、資源循環推進課、廃棄物指導課、南清掃工場、北清掃工場、相模台収集事務所、津久井クリーンセンター、下水道経営課、下水道料金課、津久井下水道事務所資料のカラーユニバーサルデザイン確認済み。							

庁議におけるこれまでの議論

(開催日) R8.1.8 (庁議種類) 調整会議

(庁議結果) 原案のとおり上部会議に付議する。

【改定時期について】

○(政策課長)通常10月に行われている料金改定が3か月遅れの1月の改定となった理由について、委員会でも議論となると思われる。経営監理課ともよく調整いただきたい。

【他の施策との整合について】

○(総務法制課長)公共下水道の区域見直しの議論が別途行われているが、浄化槽汚泥等の収集運搬への影響等、都市建設局と調整を行っているか。

→(地域経済政策課長)廃棄物減量等推進審議会において、都市建設局の担当課も構成員となっており、連携している。

→(廃棄物政策課総括主幹)公共下水道の区域見直しの関係課長打合せには、当課も出席している。

→(総務法制課長)負担軽減面での整合が取れているかなど、よく情報を共有して取り組んでいただきたい。

# 一般廃棄物等処理手数料の 改定について

令和8年1月22日(木) 決定会議  
環境経済局 環境部 廃棄物政策課

# 1 手数料改定の概要

## ●手数料改定の目的

受益と負担の適正化、ごみの減量化及び資源化の推進、最終処分場の延命化を図るため、「受益者負担の在り方の基本方針」に準じ手数料の改定を行う。

## ●対象となる手数料

「ごみ処理手数料」及び「し尿・浄化槽汚泥等処理手数料」

## ●手数料改定の時期

令和9年1月

## ●処理原価(コスト)の算定方法

「廃棄物処理事業 原価計算の手引き(※)」に基づく算定

※市町村が廃棄物処理事業の費用分析を行うにあたって準拠することができる一般基準として(公社)全国都市清掃会議が作成したもの。

## 2 処理原価(コスト)の算定方法

- ① 人件費 : 職員の人件費
- ② 物件費 : 運営費、維持管理費、維持補修費等
- ③ 減価償却費 : 施設等に要した経費の減価償却費(建設費、備品等)
- ④ 公債利子 : 施設整備等に要した公債にかかる利子

$$\text{○収集運搬} = \frac{\text{収集運搬に係る上記①～④}}{\text{収集量(ごみ・し尿等)}}$$

$$\text{○処 分} = \frac{\text{処分(焼却、最終処分等)に係る上記①～④}}{\text{処分量(ごみ・し尿等)}}$$

# 3 手数料設定の方針①

## ア 手数料設定の基本的な方針

- ・粗大ごみなど別途処理施設が必要な廃棄物、市が戸別収集する廃棄物、一時的に大量に発生した廃棄物を処理する場合には、手数料を徴収する。
- ・事業者責任において処理することとされている事業系ごみや産業廃棄物を処分する場合には、手数料を徴収する。
- ・し尿や浄化槽汚泥等については、処分費用を含めず、収集運搬に係る費用の手数料を徴収する。

## イ 激変緩和措置について

- ・手数料に係る受益者負担割合は「受益者負担の在り方の基本方針」において「対象経費全てを受益者負担とする」とされているが、値上げ幅については、激変緩和措置(1.3倍以内)を講ずる。

### 3 手数料設定の方針②

処理原価(対象年度:R3~R5※)と現行料金を比較し、  
受益者負担率に応じて次のとおり手数料を改定する。

※経営監理課事務連絡(令和7年10月30日付)による

受益者負担率が100%に達していない区分  
⇒ 値上げ(激変緩和措置により1.3倍以内)

## 4 ごみ処理手数料(案)

区分	現行料金 a	改定(案) b	処理原価 c	受益者負担率 d(b/c)	値上げ率 e(b/a)	激変緩和 措置適用	備考
(1)粗大ごみ							
収集運搬+処分(円/個)	400	430	435	98.7%	1.08		10kg区分
	800	860					20kg区分
	1,600	1,720					40kg区分
	2,400	2,580					60kg区分
処分(円/10kg)	240	270	271	99.7%	1.13		
(2)スプリング付きベッドマットレス(単位:円/枚)							
収集運搬+処分	3,600	4,600	5,404	85.1%	1.28	○	
処分(粗大ごみ手数料に加算)	2,900	3,700	4,544	81.4%	1.28	○	
(3)特定家庭用機器(家電4品目)(単位:円/個)							
収集運搬	3,200	4,100	6,077	67.5%	1.28	○	
搬入	2,000	2,600	5,651	46.0%	1.30	○	
(4)家庭系ごみ(単位:円/10kg)							
収集運搬+処分	400	430	435	98.7%	1.08		
処分	240	270	271	99.7%	1.13		
(5)事業系ごみ(単位:円/10kg)							
処分	250	270	271	99.7%	1.08		
(6)産業廃棄物(単位:円/10kg)							
処分	250	270	271	99.7%	1.08		
(7)動物の死体(単位:円/体)							
処分	4,300	5,500	5,830	94.3%	1.28	○	

# 5 し尿・浄化槽汚泥等処理手数料(案)

し尿(収集運搬)

(単位:円)

区分	現行料金 a	改定(案) b	処理原価 c	受益者負担率 d(b/c)	値上げ率 e(b/a)	激変緩和 措置適用
(1)家庭系						
1人につき月額	360	460	1,138	40.4%	1.28	○
36ℓにつき	360	460	1,138	40.4%	1.28	○
(2)事業系						
36ℓにつき	410	530	1,138	46.6%	1.29	○

浄化槽汚泥等(収集運搬)

(単位:円)

区分	現行料金 a	改定(案) b	処理原価 c	受益者負担率 d(b/c)	値上げ率 e(b/a)	激変緩和 措置適用
(1)家庭系						
36ℓにつき	280	360	1,138	31.6%	1.29	○
(2)事業系						
36ℓにつき	370	480	1,138	42.2%	1.30	○

## 6 歳入見込み額

一般廃棄物処理手数料については、  
**約14億8千万円**の収入があるが、  
手数料改定を行った場合、  
**約3千6百万円**の増収が見込まれる。

(※令和6年度決算ベースに、令和9年1月改定として積算した場合)

改定案

(単位:千円)

	現行(R6決算)	改定案(R8)	歳入増
ごみ処理手数料	1,415,000	1,446,000	31,000
し尿処理手数料	66,000	71,000	5,000
合計	1,481,000	1,517,000	36,000

## 7 事業スケジュール

日程	内容
令和8年 1月～	庁議
3月	議会への情報提供
4月	コスト及び料金改定案の公表
6月	市議会6月定例会議に条例改正案を提案 廃棄物減量等推進審議会へ説明
7月～	市民等への周知、 必要物品(粗大ごみ収集シール等)の調達・配送
令和9年 1月	料金改定(条例施行)

# 【参考】ごみ処理手数料(R5年度改定時)

区分	現行料金 a	改定(案) b	処理原価 c	受益者負担率 d(b/c)	値上げ率 e(b/a)	激変緩和 措置適用	備考
(1)粗大ごみ							
収集運搬+処分(円/個)	400	400	404	99.0%	1.00		10kg区分
	800	800	808	99.0%	1.00		20kg区分
	1,600	1,600	1,616	99.0%	1.00		40kg区分
	2,400	2,400	2,424	99.0%	1.00		60kg区分
処分(円/10kg)	190	240	250	96.0%	1.26	○	
(2)スプリング付きベッドマットレス(単位:円/枚)							
収集運搬+処分	2,800	3,600	3,805	94.6%	1.29		
処分(粗大ごみ手数料に加算)	2,300	2,900	2,997	96.8%	1.26	○	
(3)特定家庭用機器(家電4品目)(単位:円/個)							
収集運搬	2,500	3,200	4,276	74.8%	1.28	○	
搬入	1,600	2,000	3,862	51.8%	1.25		
(4)家庭系ごみ(単位:円/10kg)							
収集運搬+処分	400	400	404	99.0%	1.00		
処分	190	240	250	96.0%	1.26	○	
(5)事業系ごみ(単位:円/10kg)							
処分	260	250	250	100.0%	0.96		
(6)産業廃棄物(単位:円/10kg)							
処分	260	250	250	100.0%	0.96		
(7)動物の死体(単位:円/体)							
処分	3,500	4,300	4,323	99.5%	1.23	○	

据え置き

値上げ

値下げ

※処理原価は平成30年度～令和2年度の平均値(消費税率は10%に換算している)

## 【参考】し尿・浄化槽汚泥等処理手数料(R5年度改定時)

し尿(収集運搬) (単位:円)						
区分	現行料金 a	改定(案) b	処理原価 c	受益者負担率 d(b/c)	値上げ率 e(b/a)	激変緩和 措置適用
(1)家庭系						
1人につき月額	280	360	1,152	31.3%	1.29	○
36ℓにつき	280	360	1,152	31.3%	1.29	○
(2)事業系						
36ℓにつき	320	410	1,152	35.6%	1.28	○
浄化槽汚泥等(収集運搬) (単位:円)						
区分	現行料金 a	改定(案) b	処理原価 c	受益者負担率 d(b/c)	値上げ率 e(b/a)	激変緩和 措置適用
(1)家庭系						
36ℓにつき	220	280	1,152	24.3%	1.27	○
(2)事業系						
36ℓにつき	290	370	1,152	32.1%	1.28	○

値上げ

※処理原価は平成30年度～令和2年度の平均値(消費税率は10%に換算している)

- 開催日 : 令和8年1月22日
- 開催場所 : 第1特別会議室
- 案件名 : 一般廃棄物処理手数料の改定について
- 担当課 : 環境経済局 環境部 廃棄物政策課
- 出席者 ■ : 出席 □ : 欠席 (代) : 代理出席

(庁議構成員)

- 市長公室長 ■総務局長 ■財政局長 ■政策部長 ■シビックプライド担当部長
- 財政部長 ■緑区副区長 ■中央区副区長 ■南区副区長
- 政策課長 ■総務法制課長 ■財政課長

(担当課)

- 環境部長 ■地域経済政策課長 ■廃棄物政策課長

(1)主な意見等

- (財政局長)前回は10月に改定しているが、今回は1月に改定する理由は何か。  
→(廃棄物政策課長)一般廃棄物処理手数料の改定については、全庁的な方針である「受益者負担の在り方の基本方針」に基づく料金等の改定と同時期に行うこととしている。当該改定において、算定期間となる令和3年度から5年度までは、コロナ禍における施設の利用制限などの影響を踏まえる必要があり、検討に時間を要し、例年と改定時期がずれたことから、本案件も同様に改定時期をずらしたものである。
- (財政課長)6ページのスプリング付ベッドマットレスの処理原価について、「収集運搬+処分費用」と「処分費用」の差額が小さいと感じるが、この差額が「収集運搬費用」に相当するということか。  
→(廃棄物政策課長)処理原価の算定方法に基づき算出したものであり、そのとおりである。

(2)結果

- 原案のとおり承認する。